

議案第209号

さいたま市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月29日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

さいたま市道路占用料徴収条例（平成13年さいたま市条例第259号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
	占用物件	占用料			占用物件	占用料	
		単位	金額			単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	[略]	<u>1,800円</u>	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	[略]	<u>1,700円</u>
	第2種電柱		<u>2,800円</u>	第2種電柱	<u>2,700円</u>		
	第3種電柱		<u>3,700円</u>	第3種電柱	<u>3,600円</u>		
	第1種電話柱		<u>1,600円</u>	第1種電話柱		<u>1,500円</u>	
	第2種電話柱		<u>2,600円</u>	第2種電話柱		<u>2,500円</u>	
	第3種電話柱		<u>3,500円</u>	第3種電話柱		<u>3,400円</u>	
	その他の柱類		<u>160円</u>	その他の柱類		<u>150円</u>	
	共架電線その他上空に設ける線類	[略]	<u>16円</u>	共架電線その他上空に設ける線類	[略]	<u>15円</u>	
	地下に設ける電線その他の線類		<u>10円</u>	地下に設ける電線その他の線類		<u>9円</u>	
	路上に設ける変圧器	[略]	<u>1,600円</u>	路上に設ける変圧器	[略]	<u>1,500円</u>	
	地下に設ける変圧器		<u>970円</u>	地下に設ける変圧器		<u>930円</u>	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	[略]	<u>3,200円</u>	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	[略]	<u>3,100円</u>	
	郵便差出箱及び信		<u>1,400円</u>	郵便差出箱及び信		<u>1,300円</u>	

	書便差出箱				
	広告塔		[略]	<u>11,000</u>	円
	その他のもの		[略]	<u>3,200</u>	円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		[略]	<u>68</u>	円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			<u>97</u>	円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>150</u>	円
	[略]			[略]	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>290</u>	円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>390</u>	円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>680</u>	円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>970</u>	円
	[略]			[略]	
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	10
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	2,600
	その他のもの	上空に設ける	占用面積1平		1,600

	書便差出箱				
	広告塔		[略]	<u>10,000</u>	円
	その他のもの		[略]	<u>3,100</u>	円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		[略]	<u>65</u>	円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			<u>93</u>	円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>140</u>	円
	[略]			[略]	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>280</u>	円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>370</u>	円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>650</u>	円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>930</u>	円
	[略]			[略]	

		もの 地下 に設 ける もの	方メ ート ルに つき 1年	970円
	その他のもの			3,200円
法第32条第1項第4号 に掲げる施設			[略]	3,200円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路			5,700円
	地下に設ける通路			3,400円
その他のもの				3,200円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		[略]	110円
	その他のもの		[略]	1,100円
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げ	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	[略]	1,100円
		その他のもの	[略]	11,000円
	標識		[略]	2,600円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	[略]	110円
		その他のもの	[略]	1,100円
幕(令第7条第4号)	祭礼、縁日その他の催しに際し、	[略]	110円	

法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			[略]	3,100円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路			5,100円
	地下に設ける通路			3,000円
その他のもの				3,100円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		[略]	100円
	その他のもの		[略]	1,000円
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げ	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	[略]	1,000円
		その他のもの	[略]	10,000円
	標識		[略]	2,500円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	[略]	100円
		その他のもの	[略]	1,000円
幕(令第7条第4号)	祭礼、縁日その他の催しに際し、	[略]	100円	

る物件	に掲げる工事	一時的に設けるもの		
	用施設であるものを除く。)	その他のもの	[略]	<u>1, 100円</u>
	アーチ	車道を横断するもの	[略]	<u>11, 000円</u>
		その他のもの		<u>5, 700円</u>
令第7条第2号に掲げる工作物			[略]	<u>3, 200円</u>
令第7条第3号に掲げる施設				Aに <u>0. 031</u> を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			[略]	<u>1, 100円</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				<u>320円</u>
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		[略]	Aに <u>0. 008</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに <u>0. 017</u> を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに <u>0. 004</u> を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに <u>0. 006</u> を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに <u>0. 007</u> を乗じて得た額
その他のもの			Aに <u>0. 025</u> を乗じて得た額	
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		[略]	Aに <u>0. 01</u> を乗じて得た額
	その他のもの			Aに <u>0. 007</u> を乗じて得た額

る物件	に掲げる工事	一時的に設けるもの		
	用施設であるものを除く。)	その他のもの	[略]	<u>1, 000円</u>
	アーチ	車道を横断するもの	[略]	<u>10, 000円</u>
		その他のもの		<u>5, 100円</u>
令第7条第2号に掲げる工作物			[略]	<u>3, 100円</u>
令第7条第3号に掲げる施設				Aに <u>0. 033</u> を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			[略]	<u>1, 000円</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				<u>310円</u>
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		[略]	Aに <u>0. 011</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに <u>0. 023</u> を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに <u>0. 005</u> を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに <u>0. 008</u> を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに <u>0. 01</u> を乗じて得た額
その他のもの			Aに <u>0. 033</u> を乗じて得た額	
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		[略]	Aに <u>0. 011</u> を乗じて得た額
	その他のもの			Aに <u>0. 008</u> を乗じて得た額

設		
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	Aに <u>0.02</u> を乗じて得た額
	その他のもの	Aに <u>0.007</u> を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに <u>0.022</u> を乗じて得た額
	その他のもの	Aに <u>0.031</u> を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		Aに <u>0.025</u> を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに <u>0.022</u> を乗じて得た額
	その他のもの	Aに <u>0.031</u> を乗じて得た額
備考	[略]	

設		
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額
	その他のもの	Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに <u>0.011</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額
	その他のもの	Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに <u>0.011</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額
	その他のもの	Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額
備考	[略]	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のさいたま市道路占用料徴収条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用に係る占用料について適用し、

同日前の占有に係る占有料については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前に開始し、施行日以後に終了する占有であつて、占有期間が1年未満であるものに係る占有料については、なお従前の例による。